日

事業系一般廃棄物搬入許可·資源物処理登録 (変更)申請書

令和 年 月

(宛先)山口市長

申請者(申請事業者名)

整理番号(新規は記載不要)

郵便番号	Ŧ	
住 所		
ふりがな		
氏名		
又は		
会社名		
ふりがな		
代表者名		
担当者(任意)		
電話番号		

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名)

山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例[第13条・第14条第1項]の規定により、下記のとおり [資源物処理の登録・一般廃棄物の搬入許可]を申請します。

				記		
申請する期間	申請する期間		~和	年月日から令和8年3月31日まで		
搬入者		自己搬		入 🛛 (🗌 事業系一般廃棄物搬入許可 👘 🗌 資源物処理登録)		
		Œ)委言	 搬業者へ委託 (3箇所以上の場合は別紙(様式自由)に記入し添付してください。) 事業系一般廃棄物搬入許可 資源物処理登録 E業者名 E業者名 		
搬入施設名		1 1	燃ごみ	 ・清掃工場(市内全域) ・阿知須清掃センター(※パッカー車搬入不可)(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(可燃性粗大ごみのみ)(阿東地域排出のみ) ※産業廃棄物は、事業者の責任において適正な処理を行ってください。 例:廃プラスチック類(発泡スチロール、塩化ビニール、PPバンド等)は搬入できません。 ※満荷の検査を行っています。使用されるごみ袋は透明または半透明の袋で搬入してください。 ※満着の検査を行っています。使用されるごみ袋は透明または半透明の袋で搬入してください。 ※搬放不適物を発見した場合は、指導とごみの持ち帰りの指示を行っています。 ※搬放入不適物を発見した場合は、指導とごみの持ち帰りの指示を行っています。 ※搬放入不適物を発見した場合は、指導とごみの持ち帰りの指示を行っています。 ※機密文書は排出者が処理業者等で責任をもって処理してください。 ・不燃物中間処理センター(市内全域) ・阿知須清掃センター(阿東地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ) ・「朝和賀源物ストックヤード(小郡地域排出のみ) ・「「朝知須地域排出のみ) ・「「「知久地」 ・「「「知久地」 ・「「「「「」」 ・「「「」 ・「「「」 ・「「「」 ・「「」 ・「「」 ・「「」 ・「「」 ・「「」 ・「「」 ・「」 ・「「」 ・「「」 ・「」 ・」 <		
廃棄物・資源物の種類		ぶ ご み 不 燃	 ①布きれ類 ②皮革類 ③木製品類 ④植木剪定くず ⑤草・竹類 ⑥わら・畳類 ⑦植物性生ごみ ⑧動物性生ごみ ⑨その他(リサイクルできない紙類) ①プラスチック類(日用品の硬プラのみ) ②金物 ③陶器 ④ガラス ⑤家電 ⑥その他(リサイクルできない不燃物) 			
		資源	①缶 ②びん ③ペットボトル ④新聞紙 ⑤雑がみ ⑥ダンボール ⑦紙製容器包装・紙パック ⑧プラスチック製容器包装			

資源循環推進課、環境施設課

日

事業系一般廃棄物搬入許可・資源物処理登録 申請日を記入してください。

令和 🛑 🖆

年 ● 月 ●

(宛先)山口市長

				申請者(申請	事業者名)	整理番号(新規は記載不要)			
				郵便番号	〒●●				
			住所	山口市亀	山町〇番〇号	申請案内書類	領の左上の番号		
			ふりがな	やまぐち		を記載してく	ださい。		
記入例			氏 名 又は 会社名	山口株式	山口 株式会社				
			ふりがな	やまぐち;	やまぐち たろう				
				代表者名	代表取締	代表取締役 山口 太郎			
				担当者(任意	\$) ●●●担) ●●●担当 山口			
自社が自ら搬入する場合に			電話番号		•••-•••				
チェックしてくだる 山口 P 廃果物のメ 録・一般廃棄物の抵	心理又(る余例 L 串 I ます。			、資源物処理登 の場合は、両方		の登
申請する期間	1	令	和		月一日	から 令和	8 年 3	月 31 日ま	で
中間(25月間)(北				《系一般廃棄					
搬入者		収集	運搬	業者へ委託(3箇所以上の場	合は別紙 (様式)	<u>.</u> 自由)に記入し添		
		事業系一般廃棄物搬入許可資源物処理登録						物処理登録	
				皆名 株式会社 △△△△			同左		
		2	委託業	者名株式会社	: 0000		株式会社 ××	××	
		事業系	可・阿	青掃工場 (市内会) 可知須清掃セン 可東クリーンセン	ター (※パッカ ター (可燃性料	狙大ごみのみ)		託する場合は、 業者名を記入し	
		一般廃	ご 例: み ※積		(発泡スチロール、 います。使用され	、塩化ビニール、PP るごみ袋は透明ま/	バンド等)は搬入て たは半透明の袋で推	没入してください。	
		棄物搬入許可	24			↓【믜燃こみ・	不燃ごみ】を搬. ・< ださい	入する場合は、	
			Kr	密文書は排出者が処理業者等で頁 燃物中間処理センター(市内 知須清掃センター(阿知須地域排出のみ)					
搬入施設名			M · 阿恵クリーンセンター (阿恵地ば地山の7.)						
			07 I	事業活動に伴い発生する「がれき類」「廃プラスチック類」等の産業廃棄物は、搬入できません。 業務用の機械器具、家電リサイクル対象品、蛍光管等は産業廃棄物として適正に処理してください。					
		資		サイクルプラザ					
		源	・小郡資源物ストックヤード(小郡地域排出のみ) ※ ・青江ストックヤード(秋						
		r · · I ·		- 厨た傍っ」…2ね → 【貸線物】を搬入する場合は、ナエツクしてくたさい。 【 】					
		· · ·	物 [•阳	・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ)					
		登 録	요	ノュレッダー処理した紙は、リサイクルプラザに持ち込むことができます。 小郡資源物ストックヤードに持込めるものは、無色透明のびん、茶色のびん、缶、ペットボトルのみです。					
		1	※ペットボトルのラベル・キャップは外してプラスチック製容器包装として処理してください。						
廃棄物・資源物の種類									
		不 燃 ご ()	* ①プラスチック類(日用品の硬プラのみ) ②金物 ③陶器 ④ガラス ⑤家電 ご ⑥その他(リサイクルできない不燃物)						
		1 1 1 1	資 ①缶 ②びん ③ペットボトル ④新聞紙 ⑤雑がみ ⑥ダンボール ⑦紙製容器包装・紙パック						